

群馬県文化財保存事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 群馬県文化財保存事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、群馬県文化財保護条例（昭和51年条例第39号。以下「条例」という。）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、条例の趣旨に則り、文化財の適正な保存と活用を図り、もって文化財保護の充実及び県民の文化的向上に資することを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号いずれかに該当し群馬県知事（以下「知事」という。）が適当と認めた事業とする。

- (1) 条例第4条第1項、第23条第1項、第30条第1項及び第38条第1項により指定された文化財の管理、修理、復旧、公開、調査、その他保存と活用に必要な事業
- (2) 条例第29条第1項、第37条による指定以外の無形文化財又は無形の民俗文化財及び条例第43条により選定された選定保存技術の記録作成その他保存と活用に必要な事業
- (3) 国から「文化財保存事業費」又は「国際観光旅客税財源観光振興費」として国庫補助金を交付された事業（文部科学省告示により群馬県知事が事務を行うこととなった事業に限る。）
- (4) 指定文化財管理費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）の補助対象事業（国有文化財の見廻り看視及び清掃を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか知事が文化財の保存と活用が必要と認める事業

(補助事業者)

第4条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は所有者等又は当該文化財が所在する市町村とする。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は

積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めた経費とする。ただし、補助事業の実施の有無にかかわらず支出を要する経常的経費は補助対象外とする。

2 補助対象経費は、1千円未満を切り捨てるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は別表に掲げるところにより、予算の範囲内において知事が決定する。

2 補助金の交付決定額及び変更交付決定額並びに確定額は、1千円未満を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別記様式第1号）を知事が指定する日までに、当該文化財が所在する市町村教育委員会（文化財保護に係る事務を条例により地方公共団体の長が行う場合は市町村長。以下同じ。）を経由して知事へ提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、規則第5条の規定によりこれを審査し交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式第2号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して補助事業者に送付するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助対象経費又は補助事業の内容若しくは経費の配分に変更があった場合には、計画変更承認申請書（別記様式第3号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して知事へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の20パーセント（当該金額が5万円未満の場合は5万円）を超えない額の相互間流用の場合、又は補助事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が認める場合は除く。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、これを審査し適当と認められたときは変更交付決定又は承認を行い、変更交付決定通知書（別記様式第4号）又は計画変更承認通知書（別記様式第5号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して補助事業者に送付するものとする。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止するときは、知事に申請し承認を受けなければならない。

5 第3項の補助事業が予定の期間内に完了しない場合には、やむを得ない事由により交

付決定を受けた当該年度末までに完了しない場合を含む。

(事業の着手)

第 10 条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、補助事業の効果的な実施を図るうえで緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 前項の場合には、補助事業金の交付を受けようとする者は事前着手届（別紙様式第 6 号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から 30 日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度が終了した日から 10 日を経過した日のいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式第 7 号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して知事宛て提出しなければならない。

(額の確定)

第 12 条 知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定若しくは変更交付決定若しくは変更承認の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（別記様式第 8 号）により当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 知事は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を支払うものとする。

2 知事は、補助事業の遂行上、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対し、概算払いをすることができる。

3 前項の規定により概算払いを受けようとする補助事業者は、知事と協議のうえ、概算払請求書（別記様式第 9 号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して知事に提出するものとする。

4 前条による補助金の額の確定時において、すでに確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

5 補助事業がやむを得ない事由により当該年度末までに完了しない場合、知事は予算に定めるところにより、翌年度に繰越して補助金を交付することができるものとする。

(交付決定の取消)

第 14 条 知事は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 8 条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が条例、規則若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に

基づく知事の定め、処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反した場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営をはからなければならない。

(調査)

第 17 条 知事は、必要があるときは、補助事業者に対して補助事業について報告をさせ、又は必要な調査をすることができる。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

一部改正 平成 29 年 3 月 1 日

一部改正 令和 2 年 4 月 1 日

一部改正 令和 5 年 4 月 1 日

別表

補助事業		所有者等	補助率
第3条	(1)	法人・個人	○補助対象経費の7/10以内
	(2)	市町村	○補助対象経費の1/2以内 ○財政力指数0.75以上の市町村は、補助対象経費の1/3以内
	(3)	法人・個人・市町村	○補助対象経費から国庫補助金を差し引いた額の1/2以内
	(4)	法人・個人	○補助対象経費の1/2以内
	(5)	法人・個人・市町村	○予算の範囲内

※財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値(小数点以下第3位切り捨て)とする。